

農 業 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 平成27年9月4日（金）午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 (15名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏		
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
		11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦	—	—

4. 欠席委員 (2名)
5番、高井信安、13番、速水 保

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 その他

- 1) 畑作転換申請承認について
- 2) 生産緑地に係る主たる従事者証明について
- 3) 事業計画変更申請について
- 4) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通
事務局長補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、ただ今から9月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は17名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告申し上げます。なお、高井委員さんは9月2日に退院されまして、自宅療養との連絡を頂いております。また、速水委員におかれましては8月の28日に入院されましたので、欠席する旨の連絡を頂いております。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事に入ります前に署名委員が必要ですので、その点についてお諮りさせていただきますが、私から指名させて頂くことに異議ございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとのお声を頂きましたので、本日の署名委員に11番、森本委員さんと14番、今村委員さんのお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。なお、本日の会議書記には、事務局の仲川局長、龍補佐を指名致します。それでは、ただ今から議事に入ります。議案第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買により所有権移転に伴う異動でございます。番号1番申請地、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）185㎡、譲受人、大字□□□、□□□□、譲渡人、大字□□□、□□□□、番号2番申請地、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）843㎡及び大字□□□、□□□番地（地目）田（面積）112㎡、譲受人、大字□□□、□□□□、譲渡人□□□□、□□□□成年後見人、桜井市、五味愛直、番号1番、2番いずれも売買による所有権の移転で、申請理由は規模拡大のためでございます。また、耕作地面積は、2,867㎡と下限面積は満たしております。以上、第1号議案につきましては2件の申請で、申請に伴います書類等は具備致しております。続きまして、今回の申請書に記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明致します。まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作するかという全部効率利用要件につきましては、現在保有されている農地の管理状況や世帯員の人数、また、取得する農地も含めて、すべての農地を耕作するとのことでありますので、今後も効率的に利用することが見込まれますので支障がないものと考えます。次に、譲受人が耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も引き続き農作業に従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の内容及び本人からの聴取によりまして従来どおり支障がないものと考えます。以上、番号1番、2番については、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可物件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、第1号議案について、何かご意見、ご質問などございませんか。

（異議なしの声有り）

議 長 異議なしと声がありましたので、採決致します。それでは、第1号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、第1号議案については委員会処理に決定致します。続きまして、議案第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は市街化調整区域の農地を賃貸借権の設定及び、売買による所有権移転により農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番申請地、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）205㎡及び大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）438㎡、借受人□□町（株）□□□□□□、貸出人、大字□□□、□□□□、賃貸借権の設定により調剤薬局への転用申請でございます。場所は部会現地調査順序表第3番目□□□□病院より北へ約10mのところでございます。番号2番申請地、大字□□、□□番□（地目）田（面積）1.59㎡、譲受人□□市□□□□、譲渡人、大字□□、□□□□、売買による所有権移転で、太陽光発電設備用地への転用申請でございます。場所は部会現地調査順序表第1番目□□□□校より北へ約400mのところであり。なお、いずれも申請に伴う書類等は具備致しております。以上、第2号議案につつま

しては2件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して
部会長 　頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。1番大字□□□、□□□□□の
議 長 　薬局への申請ですが、申請地の現況は田で現在は休耕されております。周囲の現況は東側は田、
西側は薬局と道路、南側は道路、北側は田です。周囲に擁壁を設置して造成され汚水は宅内に
事務局 　合併浄化槽を設置し、雨水とも既設の排水管に接続して東側水路に排水される計画です。農地
部会長 　部会としては妥当な申請であるとの審議結果です。続きまして2番大字□□の□□さんの転用
議 長 　ですが、申請地の隣地を平成26年の4月に太陽光発電設備へ転用され、その工事の際に擁壁
部会長 　を設置し、工事の後に測ったところ隣地にはみ出してしまっていることがわかり、今回の申請
議 長 　となったようです。擁壁部分と隣地と控えての部分とになります。現況どおりで周囲に影響の
事務局 　ないものと思われまます。やむをえないものと部会では判断致しました。以上、農地部会での審
議 長 　議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

事務局 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基
議 長 　準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。1番の大字□□□の申請地の農地区分は、第3種農地と判断
議 長 　致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、
事務局 　それぞれの金融機関の預金通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適
議 長 　当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、
事務局 　本人からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手とのこととありますので確実と考えます。
議 長 　また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えま
事務局 　す。2番の大字□□の申請の農地区分は第2種農地と判断致します。資力及び信用につきまし
議 長 　ては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の預金通帳の写しも添付されてお
事務局 　り、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。以上ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第2号議案について何かご
議 長 　意見、ご質問などある方は挙手をお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。第2号議案について、原案のと
議 長 　おり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、第2号議案は県へ送付することに決定致します。次に入ります。議第3
事務局 　号その他の1番についてを議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第3号その他の1番、畑作転換申請承認について説明致します。番号1番申請地大字□□、
議 長 　□□□番□(地目)田(面積)285㎡及び大字□□、□□□番□(地目)田(面積)288
議 長 　㎡、申請人□□市□□、□□□□、田から畑への変更であります。場所は部会現地調査順序表
議 長 　第2番目□□□□学校より南西へ約200mのところであります。以上畑作転換申請の承認
議 長 　については1件の申請であります。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っております
部会長 　ので、農地部会長より調査結果の説明を願います。

部会長 　それでは、報告させていただきます。申請地の北側を平成26年の4月に農家住宅へ転用され現
議 長 　在建築中ですが、米を作付けしにくくなったため、畑として使用しないための申請で、周囲は
部会長 　東側は水路、西側は道路、北側は自宅です。農地部会としては、やむをえないもので、申請を

認めるものと判断致しました。部会での審査結果は以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問等ありませんか。異議などございませんか。

議 長 　ご質問、ご異議などないようですので、採決いたします。それでは議第3号、その他の1番について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、畑作転換申請承認については、事務局処理といたします。続いて議第3号、その他の2番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第3号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされております。これは市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請の添付書類としてこの証明書が必要になるものでございます。番号1番、買取り申出の農地□□□□町□□□□番地（地目）田（面積）1,114㎡、申出者□□□□町□□□□、買取り申出の農地□□□□町□□□□番□（地目）田（面積）192㎡及び□□□□町□□□□番□（地目）田（面積）9.07㎡、申出者□□□□町□□□□、いずれも申出事由の生じた者が□□□□町□□□□、申出事由が本人死亡のためでございます。なお、いずれも、申請書類は具備致しております。本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成27年8月24日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されている事、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されている事、あるいは耕作出来る状況である事の確認、さらに、生前は農家支部長をされておりましたので、本人が農業に従事していたことを確認致しております。以上の審査の結果□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、それぞれの申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、質問等のある方は挙手でお願い致します。

（なしの声多数）

議 長 　異議なしとの声がありましたが、ご意見、ご質問等がないようですので採決致します。それでは議案第3号その他の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議案第3号その他の2番については、事務局処理に決定致します。次に入ります。議案第3号その他3番を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 　議第3号、その他の3番、農地転用事業計画変更申請承認について説明致します。番号1番申請地、大字□□、□□番地の一部（地目）田（面積）2,094㎡のうち4.42㎡、変更前の事業計画に従った実施状況は、開発道路、当初転用者□□市□□□□、承継者、□□市□□□□、当初事業計画、開発道路、変更後事業計画、戸建専用住宅への変更であります。場所は、部会現地調査順序表第4番目□□□□池より北へ約30mのところでございます。本件は平成26年6月27日の委員会で審議して頂いた案件で、当初の転用目的が開発道路区域の一部4.42㎡でありましたが、今回隣接の開発に伴い戸建専用住宅の一部4.42㎡へと用途変更されるため、今回農地転用事業計画変更申請が必要となった案件でございます。以上、第3号議案、その他3番につきましては1件の農地転用事業計画変更申請でございます。ご審議

よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、農地部会で、現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の説明をお願い致します。

部会長 　それでは、部会の審議内容を報告させていただきます。大字□□の事業計画変更ですが、開発申請で建て売りを建築する計画で、道路の南側部分の細い隙間があり、今回別の開発で住宅の一部として使用変更されるための申請であり、開発区域と開発区域の間で周辺の営農には何ら支障がないものであり、妥当な申請であるものとの審議結果でした。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、部会長ならびに事務局より説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。異義ございませんか。

議 長 　ご質問などがないようですので、採決致します。それでは、議案第3号、その他の3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので議案第3号その他の3番については、県へ送付することに決定致します。続きまして議案第3号その他の4番を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 　議案第3号、その他の4番、専決処分報告について、報告第1号、農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出について、専決処理を行った案件の事後報告でございます。なお、今回、議案と致しましたのは、平成27年7月27日から平成27年8月25日までに届出があった案件でございます。番号1番、転用届出地□□町□□番□（地目）田（現況）畑（面積）50㎡、譲受人□□市□□□□□□株式会社、譲渡人□□町□□□□、売買による所有権移転で、工場敷地への転用届出であります。平成27年8月19日に確認委員さんの速水委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類等も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして、専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係1件の専決処分の報告でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願致します。

議 長 　何かございませんか。ご質問などがないようですので、報告第1号を終わります。確認委員の速水委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。ないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで9月の定例委員会を終らせて頂きます。

本議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 　松田 榮義
署名委員 森本 輝雄
署名委員 今村平治郎